

仕 様 書

1 業務名

酸素充填等業務（その1）

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 概要

(1) 酸素充填

外観検査によりボンベ容器損傷の有無を確認し、酸素を充填した上で、漏れ等の異常の有無を確認すること。

(2) 容器再検査（耐圧試験）

法令で定める一定期間を経過した容器の再検査を実施すること。なお、検査後は、酸素を充填した上で、おおむね1か月以内に納品を行うこと。

(3) 酸素充填及び容器再検査の年間予定数量については、別紙1「予定数量」を参考にすること。なお、予定数量については、過去の実績から算出したものであり、実際の履行数量を保証するものではないことに留意すること。

4 引取り納品について

(1) 引取り及び納品

1週間に1回実施すること。

(2) 引取り及び納品場所

別紙2のとおり

(3) 緊急対応

災害発生により、緊急性がある場合には、委託者からの指示により対応することとし、引取り及び納品場所については、その都度指示した場所とする。

5 再検査不合格容器の取扱い

耐用年数を経過した容器及び容器再検査において不合格と判定された容器は、その理由を納品先へ報告して納品すること。

6 業務完了後

(1) 納品する際は、業務内容及び実施数量を明記した納品書を作成し、納品先に提出すること。

- (2) 容器再検査に該当した容器があった場合には、その検査結果を月ごとに施設管理課に報告すること。
- (3) 月ごとに別紙3「集計結果表」に品目と実施数量を明記し、施設管理課宛て提出すること。

7 履行検査及び請求

検査は、月ごとに行うものとする。受託者は、当該月の完了届及び集計結果表を提出し、委託者が行う検査に合格した後、集計結果表に基づき算定し、金額を請求することとする。

なお、請求関係書類は、翌月の14日（ただし、3月分の完了届は3月31日）までに提出すること。

8 支払要件

当業務の支払は月ごととし、上記7の報告に基づき委託者が検査を実施し、この検査に合格した後に支払うものとする。

9 環境負荷の低減に関する事項

- (1) 電気及び水道又は温水等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合は、古紙100%を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。
- (3) 本業務で使用する商品及び材料等は、極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (4) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

10 その他

- (1) 仕様書に掲げる各種別の契約単価は、別紙4「単価設定表」に掲げる基準単価に基づき決定する。
- (2) 容器の充填及び保管方法については、関係法令等で定める技術上の基準に従って行うこと。
- (3) 充填酸素については、品質管理に十分配慮し、不純物が混入しないよう努めること。
- (4) 容器の引取りから納品までの間に生じた故障、破損及び事故等については、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (5) 外観検査時に、損傷及びガス漏れ等の異常が発見され、追加修理が発生した場合は、遅滞なく施設管理課に連絡し、指示を受けること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方で協議し、処理するものとする。

【担当：消防局総務部施設管理課装備係 佐藤 TEL215-2030】

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称 酸素充填等業務 (その1)

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者 (物品・役務) は、電子メールによる提出 (押印不要) を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

(以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

予 定 数 量 (酸素その1)

1 充填及び外観検査

容器種別	充填量	予定本数
酸素ガスボンベ	2.0m ³ 未満	1,253

2 容器再検査料

容器種別	容器容量	予定本数
スチール容器・アルミ容器	9.00未満	4
	9.00以上 15.00未満	15
FRP 容器	9.00未満	30

※ 本書に掲げる予定数量は、入札における契約希望金額算定にあたっての資料として提示するものであり、実際の履行数量を保証するものではない。

引取り及び納品場所（酸素その1）

名 称	住 所 (電話番号)
中央消防署	中央区南4条西10丁目 (215-2130)
北消防署	北区北24条西8丁目 (737-2100)
東消防署	東区北24条東17丁目 (781-2100)
西消防署	西区発寒10条4丁目 (667-2100)
手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目 (681-2100)
※救急課（救急ワークステーション）	中央区北11条西13丁目 (736-1238)
※消防救助課（航空隊）	石狩市新港東2丁目1番2 (0133-62-4119)
※教務課（消防学校）	西区八軒10条西13丁目 (616-2262)

注) ※印のついた場所については、連絡があった場合のみ引取りを行い、緊急の場合を除き、翌週に納入することとする。

なお、引取り及び納品場所を変更することがあります。

単 価 設 定 表

1 充填及び外観検査

容器種別	充填量	単位	単価設定比率
酸素ガス ボンベ	2.0m ³ 未満	1本	基準単価

2 容器再検査料

容器種別	容 量	単位	単価設定比率
スチール容器 アルミ容器	9.00未満	1本	基準単価の 190%
	9.00以上 15.00未満	1本	基準単価の 230%
FRP 容器	9.00未満	1本	基準単価の 530%

※ 契約単価は、単価設定比率に応じて算定した金額（小数点以下切り捨て）に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（小数点第3位以下切り捨て）とする。